

1. 既存の利用拠点の再整備（集団施設地区等の再生）

- 改善が必要な利用拠点について、宿泊施設を含む面的な再整備を総合的に実施し、面的な利用（宿泊＋アクティビティ体験の連携）を提供する

<イメージ例>

- ・支笏湖ヴィレッジ構想（第2回検討会大西委員プレゼン）
- ・長門湯本温泉の事例（第2回検討会星野委員プレゼン、国立公園外）
- ・川湯温泉の再整備（第3回検討会弟子屈町プレゼン）

2. 新たな利用拠点の設定（特別な体験の提供）

- 面的な利用の計画（利用のゾーニング）に基づき、特別な体験を提供するための宿泊施設を整備し、面的な利用（宿泊＋アクティビティ体験）を提供する

<イメージ例>

- ・フォーシーズンズ・サファリ・ロッジ・セレンゲティ（セレンゲティ国立公園、タンザニア）
（第2回検討会永原委員プレゼン）
- ・エクスペローラ（パイネ国立公園、パタゴニア）
- ・過去の国際観光ホテル整備事業や国民休暇村構想

1. 既存の利用拠点の再整備（集団施設地区等の再生）

①事業プロセスの概要について

2023年6月

2024年4月

①候補地抽出

実施方針を踏まえ、環境省が、モデル地域の候補地となる利用拠点を決定（数カ所程度）

実施方針の決定

モデル地域の候補地を決定

②候補地毎の検討

環境省が地元自治体とともに基本構想案を検討し、地域の意見や幅広い業種の民間事業者の提案を取り入れて、当該利用拠点における事業方向性・実現性を検討

候補地毎の**基本構想（案）**を作成

幅広くサウンディング調査を実施

方向性・事業実現性を検討

③モデル地域の決定

モデル地域とする利用拠点を決定し、基本構想を決定し、利用拠点の検討体制としてプラットフォームを立ち上げ

モデル地域となる利用拠点を決定

基本構想を決定

拠点体制づくり（プラットフォーム）

④モデル地域における具体的取組実施

<利用拠点全体の計画・体制づくり>

- 環境省・プラットフォームが**マスタープラン作成**（広域的な観点からの利用拠点の位置づけ含む）
- 地域における実施体制づくり**
- 必要に応じて、公園計画等の変更や法定計画策定等の制度的対応を実施
- 保護と利用の好循環**の仕組みづくり（サステナビリティ、利用者負担、地域貢献等）

連携・参画・提案

<高付加価値な宿泊施設の誘致>

詳細なサウンディング調査

地）誘致場所（土）
決定要件等の

事業者**公募**

事業者**決定**

事業**実施**

※環境省所管地を想定したフロー

連携・参画・提案

<自然体験アクティビティの提供>

- 自然体験アクティビティの造成・地域のガイド事業者との連携・人材育成等

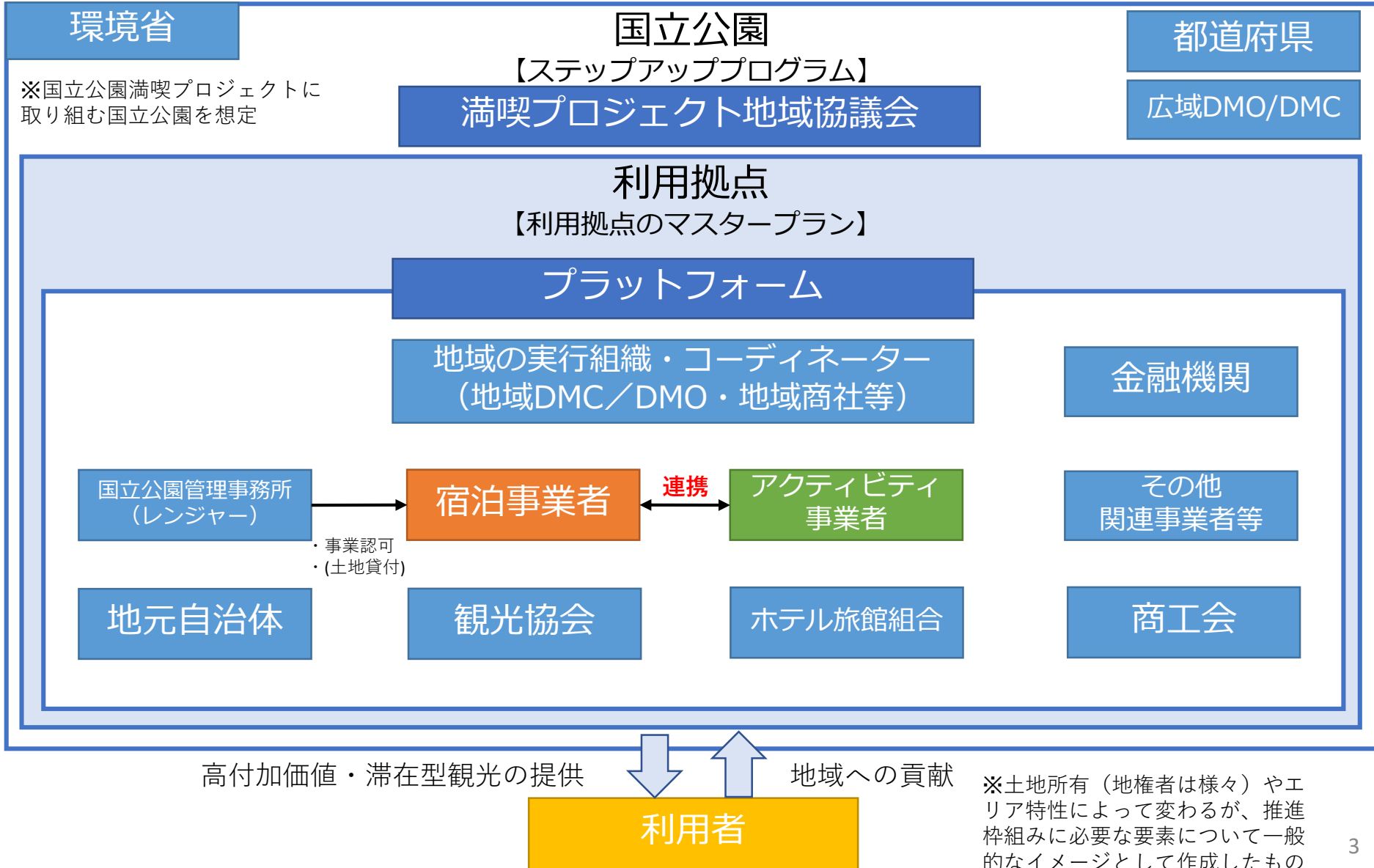
<宿泊施設の以外の施設・サービス>

- 利用施設の整備・管理運営
- 他の事業種との連携 ○情報提供 等

※今回の事業モデル地域以外についても必要な取組を検討

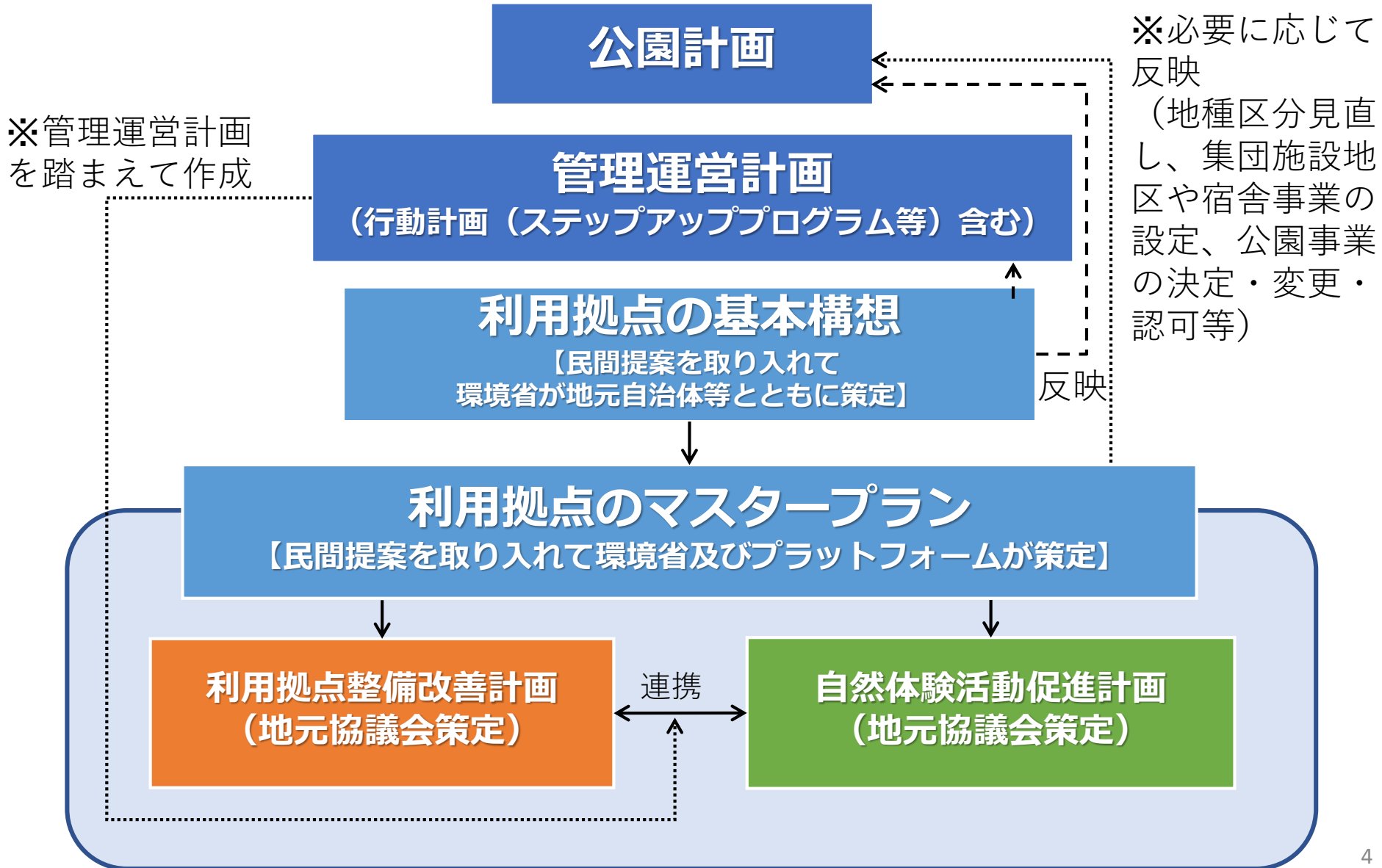
1. 既存の利用拠点の再整備（集団施設地区等の再生）

②地域における協働体制（推進枠組み）のイメージ



1. 既存の利用拠点の再整備（集団施設地区等の再生）

③地域における計画体系



2. 新たな利用拠点の設定（特別な体験の提供）

①事業プロセスの概要について

2023年6月

2024年4月

※青字は①既存の利用拠点の再整備との違い、破線は場合に応じて

①候補地抽出

実施方針を踏まえ、環境省が、モデル地域の候補地となるエリアを決定（数カ所程度）

実施方針の決定

モデル地域の候補地を決定

②候補地毎の検討

環境省が地元自治体とともに面的な利用の方針・計画案を検討し、地域や民間事業者の提案を取り入れて、当該地域における方向性・実現性等検討。

面的な利用の方針・計画（案）を作成

幅広くサウンディング調査を実施

方向性・事業実現性を検討

③モデル地域の決定

モデル地域とするエリアを決定し、面的な利用の方針・計画を定め、エリアの検討体制としてプラットフォームを立ち上げ

事業を実施する地域を決定

面的な利用の方針・計画を決定

拠点体制づくり（プラットフォーム）

④モデル地域における具体の取組実施

<利用拠点全体の計画・体制づくり>

- 環境省・プラットフォームがマスタープラン作成（広域的な観点からの位置づけ含む）
- 公園計画等の変更や法定計画策定等の制度的対応を実施
- 保護と利用の好循環の仕組みづくり（サステナビリティ、利用者負担、地域づくり等）

連携・参画・提案

<高付加価値な宿泊施設の誘致>

詳細なサウンディング調査

地誘致場所（土）や要件等の決定

事業者公募

事業者決定

事業実施

※環境省所管地を想定したフロー

連携・参画・提案

<自然体験アクティビティの提供>

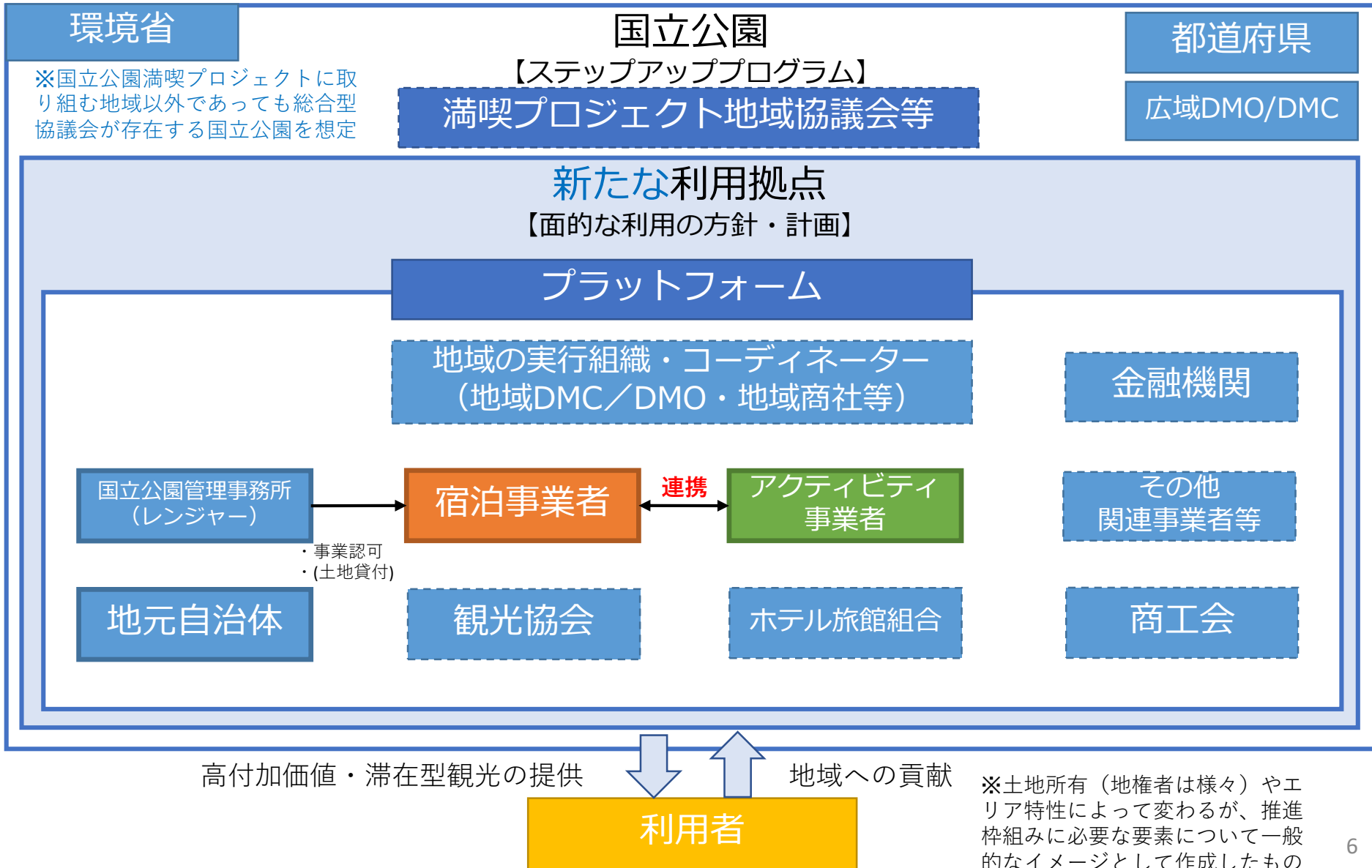
- 自然体験アクティビティの造成・地域のガイド事業者との連携・人材育成等）

※今回の事業モデル地域以外についても必要な取組を検討

2. 新たな利用拠点の設定（特別な体験の提供）

②地域における協働体制（推進枠組み）のイメージ

※青字は①既存の利用拠点の再整備との違い、破線は場合に応じて



2. 新たな利用拠点の設定（特別な体験の提供）

③地域における計画体系

※青字は①既存の利用拠点の再整備との違い、破線は場合に応じて

※管理運営計画
を踏まえて作成

公園計画

管理運営計画

（行動計画（ステップアッププログラム等）含む）

面的な利用の方針・計画

【民間提案を取り入れて
環境省が地元自治体とともに策定】

新たな利用拠点のマスタープラン

【民間提案を取り入れて環境省及びプラットフォームが策定】

利用拠点整備改善計画
（協議会策定）

連携

自然体験活動促進計画
（協議会策定）

※地種区分見直し、
宿舎事業の設定、
公園事業の決定・変更・
認可等

反映